

令和5年2月
(第31回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年2月24日(金曜日)

令和5年2月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年2月24日（金曜日） 午前9時00分～午前10時30分

2 開催場所 南大隅町役場

3 (1) 出席委員（11人）

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	山 之 口 勝 一
〃	2番	北 之 口 洋 一
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
 事務局次長兼係長 中村 玲子
 事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第102号 農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う計画変更に関する意見聴取について
 議案第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第104号 非農地証明願いに係る証明について
 議案第105号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第106号 南大隅町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年2月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は11名です。3番富田委員が欠席の届けがありました。よって12名中11名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、12名の出席でございます。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、9番の吉永委員と10番の田淵委員の両名を指名いたします。本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第102号「農業振興整備計画の全体の見直しに伴う計画変更に関する意見聴取について」を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局長： それでは説明いたします。2ページの議案第102号の議案書をご覧ください。町長より農業振興地域整備計画の全体の見直しについて意見を求められております。それでは議案書をもとに説明します。

(議案第102号の朗読)

詳細については担当が説明いたします。

経済課： 令和3年度から2カ年事業で取り組んでまいりました農業振興地域の整備計画全体見直しにおける議案についてですが、昨年度から委員の皆さん方には航空写真、ならびに現地確認等をふまえて農業振興地域の除外、編入等の素案を作成させて頂きました。令和4年12月12日から公告縦覧を町の方でさせて頂きまして異議申し立て期間を合わせまして45日間、縦覧させて頂きましたが、意見等はありませんでした。詳細を申し上げますと農用地区域等の面積の中で田につきましては、2.3haの減。畑につきましては16.7haの減。樹園地につきましては0.6haの減。山林につきましては343.4haの減。その他0.8haの減。という事で全て減となった所であります。特に山林地域における農業振興地域につきましては、今後農地として見込めないという所から山林につきましては全て農用地から外させて頂いております。今後、農業委員会での回答書、並びにJAさんからの回答書、土地改良区の回答書を合わせまして県の方に報告させて頂きまして、冊子につきましては3月末に出来上がる方向でおります。尚、現在令和4年の生産額等の取りまとめ等を行っておりますので、書類的には3月末に出来上がる予定でございます。尚、新年度令和5年度におきましても、個別の見直し等が発生してくるかと思っておりますので、そちらにつきましては随時、農業委員会、また委員の皆さん方と協議しながら進めたいと思っておりますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。
ただ今、事務局及び担当の方から説明がありましたが、これについて、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

6 番： 別紙のとおり提案するとありましたが、別紙とはどこにありますか。

事務局長： すみません。別紙という事でありましたけど、口頭での説明という事でした。
今の形で進めて行きますという形であります。よろしくお願いします。

会 長： 前回までの振興地域の中で田んぼだけ、山も振興地域に入っていた所の削除という事で面積がこう出されたという事でご理解頂ければと思います。よろしいですか。ないようですので採決いたします。それでは、議案第102号について原案とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、議案第102号については原案のとおり承認し町長に意見を送付いたします。

次に議案第103号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は2件です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 農地法第3条の許可申請は所有権の移転に関するものが2件でございます。

(4ページ 議案第103号の議案書、5ページの集積表の読み上げ)

受付番号1番の資料については6ページ7ページをそれぞれお目通しください。また別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告を求めます、簡潔にお願いします。

3 番： 2月20日、野村推進委員と調査しました。
現地は〇〇自治会内の〇〇を東に入った〇〇の西側で周囲は宅地で申請地1の東側に申請人がバレイショを作付けされています。申請地2も道路を挟んだ場所であり、水田です。現在2筆とも少し草が生えてますがロータリー等で耕作できる状態です。
調査の意見としまして譲渡人は現地のすぐ北側に住んでおられますが高齢で将来、子供も帰ってくる事はなく、今回となりの水田の持ち主の申請人との話し合いがなされています。申請人はA地区、B地区にバレイショを手広く栽培されていて、今後周囲ともうまくいくと考えます。

議 長： はい。ありがとうございます。
ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。
担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありませんか。
(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなしの方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可やむなしでございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案103号 受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第103号受付番号1番については、許可する事に決定いたします。

次に議案第103号受付番号2番です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番の資料につきましては8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても併せてご覧頂きたいと思います。先程も申し上げましたが、申請地につきましては、裏表の地図で確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長： ここは、私の担当区でございますので報告をさせていただきます。ここは〇〇の〇〇自治会内でちょうど〇〇の前でございます。譲渡人は他県に在住で、もう財産の処分をしたいという事で遠い親戚にあたる譲受人へ譲渡といたしますか、全部、宅地やら山・田畑を処分するという事で話が進んできたそうでございます。そういう中で現在、田畑については耕作がされている状況でございます。申請地1は住宅近くで日陰地であってここは〇〇氏がロールの仮置き場として利用されているようです。そして申請地2は、面積は大きいのですが、小さな段々畑になっておりまして、道路際の8aが耕作されていて、あとは雑木やら竹が生い茂っており、耕作できないような状態になっていました。申請地3については、広々としている場所ですので、地元の畜産農家が借りて、牧草を綺麗に栽培されているようです。そういった状況の中、譲受人は、譲り受けますが、現時点では耕作者がいらっしゃるので、数年の間はこういった状況を見据えて、将来的には自分で耕作するという事でしたので、なんら3条申請について、問題はないかと考えております。それでは水田の方を溝田委員お願いします。

7番： 水田の方を2月20日譲受人と野村推進委員と私とで調査しました。現地は〇〇線の〇〇自治会内から、少し西に入った所。〇〇地区の水田地帯で2筆共バレイショが作付けされています。周囲も同様水田でバレイショが栽培されています。調査の意見としまして譲渡人は他県在住で将来この地に帰る予定はなく、譲受人とは遠い親戚であります。現在、近くの方がバレイショを耕作されていますが、譲受人は今後バレイショなど作付け予定です。なお、周囲に迷惑をかける事は考えられず問題ないと考えます。以上です。

会長： これより質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
地区担当の谷口推進委員、何かご意見ありませんか。

委員： 有償での申請ですが、これは畑も水田も同じ感覚でいいでしょうか。

事務局： 金額についてはこちら10aで出していますが、申請人の方からは田んぼも含めて
5筆20万円で申請を受けております。

会長： よろしいですか。他にございませんか。
それではまず、受付番号2番について農地利用最適化推進委員のご判断をいただき
たいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について許可や
むなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏ま
え、議案第103号受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願
いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第103号受付番号2番は許可することに決定いたします。

次に議案第104号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは、10ページの議案第104号の議案書をご覧ください。
今月の非農地証明願いに係る証明の申請は2件です。

(10ページ 議案第104号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、11ページから13ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれお目通しください。
よろしくお願いたします。

会長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

9番： 申請地は〇〇の南を県道〇〇線が通っておりますが、県道の南側に〇〇があり、
その西隣の個人住宅との間に挟まった入口が狭く、奥に細長い土地で20数年前ま
では耕作されていたが、その後、放置され、竹や雑草が生え茂った状態が続いてお
ります。
調査の意見としまして、申請地は長年耕作されず竹や雑草が生えていること、所有
者も県外在住のため今後、帰郷して畑として復元することも難しいことから、非農
地証明もやむなしと考えます。ご審議をよろしくお願いたします。

会 長： ただ今、事務局からの説明及び報告を行いました。これより審議に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありましたらお願いします。地区担当の谷口推進委員、何かご意見ありませんか。よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思ひます。

議案第104号受付番号1番について承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第104号受付番号1番について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第104号受付番号1番は非農地として承認することに決定いたします。

次に議案第104号受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 受付番号2番については、14ページから16ページです。同様にその他資料に現地の写真もございますので、それぞれ御目通しください。よろしくをお願いします。

会 長： ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

3 番： 現地は〇〇より約50m入り込んだ住宅に囲まれた畑地であるが、現在は住宅地となっている土地である。住宅の後は荒地となっているが管理されている土地であった。周りに迷惑はかからないように草払いがしてある土地であった。調査の意見としまして、理由、並びに管理状況にあるように40年前より父親が〇〇の倉庫として使用していた土地ではあるが登記が畑のままで今まで気付かなかったとの事であった。問題ないのではないかと思います。

会 長： ただ今、事務局からの説明及び報告を行いました。これより審議に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思ひます。議案第104号受付番号2番について承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、許可やむなし。でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第104号受付番号2番について、計画どおり決定することに賛成の方は

挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第104号受付番号2番は非農地として承認することに決定いたします。

次に議案第105号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長：町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(17ページ 議案第105号の議案書のみ読み上げ)

18ページの統括表をご覧ください。(統括表の読み上げ)

19ページから21ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

会長：受付番号15番半田委員に関する議題。17番・18番に山之口委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則12条の議事参与の制限により退出して頂きます。

(半田委員、山之口委員退出)

会長：これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員：5番6番の方は〇〇の方ですか。それとハブ茶とはどのようなものですか。

事務局：ご質問のハブ茶ですけど、経済課で試飲をさせて頂きました。玄米茶のようなコーヒーのような味がしました。ビタミンAが含まれているという事で疲労回復にも良いと聞いております。

事務局長：物的にはゴマみたいな感じの、種を焙煎して飲むような形でして、ゴマと一緒に乾燥させてから精製するというような形かと。それが、売れるんじゃないかなという事で取り組みをしていきたいという事であります。借主ですけど、町の研修制度を活用して〇〇から変わった〇〇の方で、あと〇〇の方でもされていて、最終的にパッションフルーツと色々な物ハブ茶とかを組み合わせながら営農していきたいと言っている所です。

会長：他にございませんか。よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第105号の集積計画について異議なし。とされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございます。全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第105号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第105号は計画のとおり決定いたします。

(半田委員、山之口委員入室)

次に議案第106号「南大隅町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長： 22ページの議案第106号の議案書をご覧ください。

(22ページ 議案第106号の議案書の読み上げ)

農業委員会に関する法律第7条第2項の規定によりまして、農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を変更するため提案するものでございます。
資料の説明については、担当から説明いたします。

事務局： 資料の23ページをお開きください。こちらの資料は、平成29年12月26日に定めたもので、3年ごとに見直しをしているものです。令和5年度の見直し案として、本定例会においてご審議をお願いするものでございます。それでは指針案について説明いたします。

第1の基本的な考え方は、内容が前回とほぼ変更がないので省略させていただきますが、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い名称が変更になっているところがございますので説明いたします。これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」と変更されております。「地域計画」とは、これまで地域農業の将来の在り方を示した「人・農地プラン」が、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い法定化された計画となります。「地域計画」は経済課の方での策定になりますが、農業委員会は地域計画の元となる目標地図の素案づくりを担うこととなります。詳細は後ほど説明させていただきます。

また、この指針につきましては、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す状況を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行っていくものです。それでは、それぞれの数値目標について説明いたします。

24ページをお開きください。第2の1の担い手への農地利用の集積・集約化についてです。表をご覧ください。現状については、令和4年4月現在となります。
管内の農地面積1,230ha、集積面積458ha、集積率37.23%となっております。

3年後、14年後の目標値については、令和2年の改正した時の目標をもとに試算しております。下の表の担い手への育成・確保についても、同じように試算しております。つづきまして、25ページをお開きください。第2の2の遊休農地の発生防止・解消ですが表をご覧ください。目標の中で令和14年度について、遊休農地0haとなっておりますが、遊休農地の解消、非農地判断などにおいて目標値を設定しております。続きまして、26ページをお開きください。第2の3の新規参入の表の目標値でござい

ますが、現状が5人取得面積は0となっております。数値の試算ですが、令和4年が5名と新規就農者も増加傾向にあることから目標値を試算いたしました。法人については、3年後の令和7年は1法人の目標値としました。

27ページをお開き下さい。第3「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが農業委員会の主な役割としましては、一番下の「地域計画の定期的な見直し」の協力でございます。皆さんに先月の定例総会で事務局の方で地図を用いて説明させて頂いたのですが、なかなかご理解ができなかったと思いますので今回あわせて説明させていただきます。

参考例という事でお手元に地図をお渡ししておりますけど、地域計画の元になる地図という事で農業委員会が担う事になります。

左側に①と書いてあります。農地の現状に係る情報という事で、ここには集団農地という事で栗之協団地を例にあげてみました。ここの1筆の情報・所有者の氏名、住所・農地の所在・地目・面積、権利関係・農地の利権関係、利用権設定の有無・遊休農地かどうか・農地バンクへの貸付状況等は事務局で確認しますので、そこをご了承いただきたいと思います。皆さんに動いていただくことは、右側の重点地域について、まず何か所か選んでいただき、10年後もここは残していきたいというエリアを今後、皆さんと協議し、そしてみなさんの負担にならないように、重点地域を各地区1地区決めて、決めた地区の農地について出し手、受け手の年齢、耕作状況、後継者の有無などを皆さんに調べていただきたいと思います。一応各1地区と事務局では決めておりますけど、みなさんが追加していいという事であれば、どんどん増やしていきますので、まずはモデル地区じゃないですが、まず1地区モデル地区の形でこういった情報を集めて頂きたいと思います。一応、示して頂いた後に、こちらで地図を大きな地図を用意いたしますので、どこからどこまでの範囲するかを皆さんで示して頂いて、そこをまた事務局で中身の確認をします。そのあとに皆さんへ確認をお願いしたりします。一応、ここに右側の一番下に全国統一の項目をタッチパネルで入力可能と書いてありますが、タッチパネルという事はタブレットになります。タブレットを今後活用していく事になると思うので、今から事務局も研修をしたりして、皆さんが端末でできるような形にしたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

会 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問がある方はお願いします。

2 番： 今、1地区という話が出ましたが面積はどのくらいですか。

事務局： 面積は皆さんにおまかせするという事で、なぜ1地区かと言いますと、今この表の右側の、こういった情報を農業委員、推進委員の方での確認作業が入りますので、月に数回、皆さんの負担にならない程度に1地区という事で示しています。面積については、事務局に教えて頂ければ、その地図を準備しますので面積は問わずここを重点地域にモデル地区としてやってみようかなという場所を事務局の方に教えて頂ければ、こちらでも検討していきますので1地区と言わず3地区、4地区でも大丈夫ですが、まずは1地区ずつお願いします。

会 長： 皆さん方も迷っていらっしゃるかもしれませんが、我々の考えとしては基盤整備地区を考えた上で設定をして頂ければなと思っております。私も城内地区を担当しておりますけど、城内地区は基盤整備地区がないので、そういった所をやるのが目的なのかもしれませんが、今後の開発をと色々あるかもしれませんが下場の野

村班と一緒に下場を川北地区に関しては設定したいと思っておりますので、まずはそれぞれ基盤整備地区を中心に考えて頂ければいいのかなという風に思っております。他にございませんか。

- 6 番： この指針ですけど、よく南大隅町の農業の関係でアボカドとかパッションフルーツ、パインアップルとか出てきますが、今後これは増えるという事でありまして、現在のどのくらいの面積があつて生産者がどのくらいいて、どのくらいの販売高をあげてらっしゃるのか掴めてないのですが、既存のバレイショとかキヌサヤとかそういった物もあるわけですから、そういった物も中に入れていかないと、バレイショとかこちらの管内の中ではパッションフルーツやアボカドよりも、そういった物が大きく占めているのでは、という事を忘れたらいけないと思います。パッションフルーツはそういった物の為に場所を確保していかなくてはならないという事になりますので、そういったのが今後、増えていくのかという事ですね。それで食べていけるのかとどうなのかと今の所私がわからないので、何かみればパッションフルーツ、アボカドとかいつも南大隅町の農業となると出てきますが、それで良ければ私はいいと思いますがその辺りばかり固執しているように個人的には思います。しかし、今まであるバレイショとかそういったのも高齢化によってだんだん衰退していきますので、それをいかに前進していくのかというのも非常に大事になってくるのでは、と思っておりますので、そういった所も文章の方に入れ込んでいく必要はあるかと思っておりますけど、どうでしょうか。

事務局長： 貴重なご意見ありがとうございます。この文書は、たまたまアボカド、パッションフルーツ、パインは経済課の中で一つの経済振興の中で取り組みをしまして、そこでたまたまIターンでこの品目に携わる方がいらっしゃったので、このような状況になってしまいました。当然バレイショなりスナップ、キヌサヤ、暖房インゲンとかですね、それぞれ生産力を尽くしているわけで、たまたまここに表現が新規の取り組み、こういう方々が新規でする方がいらっしゃるよという事でこういう表現になってしまった所がありました。実際、他の生産振興の関係につきましては当然必ずバレイショなりそういった物は減少していきますので、ここの表現はたりない所があつたと思います。そこはまた付け加えるなり事務局で対応したいと思います。そして、今アボカド、パッションフルーツ、パインアップルという所の中で、アボカドなりパインなりまだまだ生産振興の中にありますけど、パッションフルーツだけは今、ハウスの中で野菜的な形の中で毎年植え付けをして安定した収穫がさ

れている所でもありますので、パッションフルーツを中心した形に生産振興になりますよという事でございまして、ここの所の表現としておっしゃる通り、間に合うのであれば不足する所に表現を入れていきたいと思っております。ありがとうございます。

事務局： 先程の質問についてですが、パッションフルーツ、パインアップルの後に一応、施設野菜などという形で、表現の方を追加はしておりますので、ここの中に野菜類も事務局の方では含まれるという形でさせて頂いた所ではあります。以上です。

会長： ご理解頂けたでしょうか。

6 番： はい

12 番： 26 ページの新規参入者の促進というのがありますが、目標令和4年については5人ですね、協力隊も含めた数ですか。

事務局 : 令和4年4月の現在で新規就農者が5名いましたが、農地の取得とか貸借はなく、それぞれの施設で研修を受けており、利用権設定はなかったという事で、こちらで0haという形で把握しております。今後の増え方については皆さんに3月にお示ししますが、新規就農者の方が、農地を取得しやすくなるという事で4月から、下限面積が撤廃されるという事で聞いております。そのため、今後は新規就農者の方も取得しやすくなるのかなという事です。以上です。

12番 : 関連で、新規就農者が毎年いるようですが、定着についてはどうですか。

事務局長 : 研修制度とか活用して来られている方につきましては、ほぼ就農に至っているという風ではあります。さらに地域おこし協力隊の方がこれまで大泊ハウスで活動していた方が体調不良で活動できなくなりまして、退任する形になりました。引き続き新たに来られる方につきましてはサポートをしてできるだけ100%に近い形で就農に繋がるように対応をしていきたいという風には思っている所です。

議長 : 他にございませんか。ないようですので本件について農業委員、農地最適化推進委員の皆さんに採決いたします。
議案第106号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第106号は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言ありましたなら挙手をお願いします。

事務局 : ① その他(あっせん申し出)
② 3月の行事予定について

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員